

京情審答申第130号
平成30年3月30日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成27年9月9日付け7教総第586号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 27 年 7 月 29 日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 28 年京都府条例第 6 号）第 7 条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「H 27 年 4 月 1 日から 7 月 27 日までに福知山市教委へ提出した公文書開示請求書及び個人情報開示請求書が受理されていない件について、市教委から報告があった文書」（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成 27 年 8 月 11 日、実施機関は、請求対象文書を保有していないとして、本件請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成 27 年 8 月 12 日、異議申立人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成 27 年 9 月 9 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が請求対象文書の公開をしない理由は、「本件請求に係る公文書を保有していない。」というものである。しかし、次の理由から、当該文書が存在しない理由はない。
- 2 福知山市教育委員会（以下「市教委」という。）への公文書開示請求及び個人情報開示請求に対する決定は、今まで 1 枚 1 枚市教委教育長の公印を押していたのに、請求書をためこんだり、受理しなかったりしている。

このことは公務員の職務怠慢であるため、市教委から実施機関に対してその理由が報告されていなければならない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員が口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

請求対象文書については、実施機関には市教委の職員の服務監督権限がないため、市教委への公文書開示請求及び個人情報開示請求に対する処理に係る市教委からの報告はないことから、実施機関において取得しておらず文書が存在しないため、非公開（不存在）としたものである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書は保有していない。

第6 審査会の判断理由

1 請求対象文書について

異議申立人が本件請求、異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、異議申立人が公開を求めている文書は、平成27年4月1日から同年7月27日までに異議申立人が市教委に提出した公文書開示請求書及び個人情報開示請求書が受理されていない件等について、市教委が実施機関に報告した文書であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、異議申立人が市教委に対して行った公文書開示請求及び個人情報開示請求に係る処理は、公務員の職務怠慢に該当し、市教委から実施機関に対してその理由が報告されていなければならないものであるから、当該文書が存在しない理由はないと主張しているものと解される。

実施機関に確認したところ、実施機関には市教委の職員の服務監督権限がないため、市教委への公文書開示請求及び個人情報開示請求に対する処理に係る市教委からの報告はなく、また、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書も保有していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|---------------|
| 平成27年 9月 9日 | 諮問書の受理 |
| 平成27年 9月24日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成27年12月 1日 | 第1回審査会 |
| 平成28年 1月29日 | 第2回審査会 |
| 平成28年 9月28日 | 第3回審査会 |
| 平成28年10月26日 | 第4回審査会 |
| 平成30年 3月30日 | 答 申 |